



三重県公報

令和6年10月25日（金）

第 561 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 安 委 規 則		
7	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	3
	告 示		
702	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
703	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
704	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
705	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
706	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
707	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
708	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
709	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
710	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
711	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
712	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
713	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	6
714	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	6
715	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
716	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	6
717	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
718	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	8
719	同件	(同)	8
720	同件	(同)	9
721	同件	(同)	10
722	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水 産 振 興 課)	10
723	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	10
724	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
725	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	12
	公 安 委 告 示		
27	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公 安 委 員 会)	12

公 告

第76回准看護師試験の実施	(医 療 人 材 課) 13
公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 14
同件	(同) 14
同件	(同) 15
同件	(同) 15
同件	(同) 15
同件	(同) 15
公共測量が終了した旨の通知	(同) 16
土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	(都 市 政 策 課) 16

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨	(水 産 資 源 管 理 課) 16
一般競争入札を行う旨	(保 健 環 境 研 究 所) 16

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十月二十五日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第七号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（運転者の遵守事項） 第十六条 法第七十一条第六号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一 （略） 十二 （略）	（運転者の遵守事項） 第十六条 法第七十一条第六号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～十一 （略） 十二 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手 で保持して通話のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。 十三 （略）

附 則

- この規則は、令和六年十一月一日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 702 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 6 年 10 月 1 日
津久居皮ふ科クリニック	津市久居明神町 2406-1	令和 6 年 10 月 1 日
平沢歯科診療所	名張市元町 430	令和 6 年 9 月 1 日
司生堂薬局本町店	松阪市本町 2293	令和 6 年 9 月 1 日
クスリのアオキ小俣薬局	伊勢市小俣町明野 1882-1	令和 6 年 10 月 1 日
スギ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町麻生田 3607 番地 1	令和 6 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション ブクサス	松阪市嬉野須賀領町 565 番地 1 2F-B	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 703 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	名称：しましま薬局	令和6年9月1日

三重県告示第 704 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岡田耳鼻咽喉科	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-8	令和 6 年 8 月 28 日
櫛谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	令和 6 年 8 月 24 日
医療法人船橋歯科	桑名市多度町戸津 470-5	令和 6 年 8 月 31 日
中西敏也歯科	津市中央 2-5 S C C ビル	令和 6 年 8 月 9 日
平沢歯科診療所	名張市元町 430 番地	令和 6 年 8 月 31 日
有限会社司生堂薬局 宮町営業所	松阪市宮町堂之後 141-7	令和 6 年 8 月 31 日
ニチイケアセンター鈴鹿訪問看護ステーション	鈴鹿市南江島町 12 番 20 号	令和 3 年 3 月 31 日

三重県告示第 705 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
クリーン歯科クリニック	津市乙部 2018	令和 6 年 8 月 28 日

三重県告示第 706 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F	令和 6 年 8 月 31 日

三重県告示第 707 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田米 真暢	フレアス在宅マッサージ 名古屋中川区施術所	名古屋市中川区万場 2 丁目 1028 番地 メゾン S I 4C	令和 6 年 9 月 27 日
及川 真利	及川接骨院	津市本町 19-13	令和 6 年 10 月 11 日

三重県告示第 708 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 6 年 10 月 1 日
津久居皮膚科クリニック	津市久居明神町 2406-1	令和 6 年 10 月 1 日
平沢歯科診療所	名張市元町 430	令和 6 年 9 月 1 日
司生堂薬局本町店	松阪市本町 2293	令和 6 年 9 月 1 日
クスリのアオキ小俣薬局	伊勢市小俣町明野 1882-1	令和 6 年 10 月 1 日
スギ薬局 いなべ店	いなべ市北勢町麻生田 3607 番地 1	令和 6 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション ブクサス	松阪市嬉野須賀領町 565 番地 1 2F-B	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 709 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	名称：しましま薬局	令和 6 年 9 月 1 日

三重県告示第 710 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
岡田耳鼻咽喉科	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-8	令和 6 年 8 月 28 日
櫛谷内科クリニック	多気郡明和町金剛坂 816-66	令和 6 年 8 月 24 日
医療法人船橋歯科	桑名市多度町戸津 470-5	令和 6 年 8 月 31 日
中西敏也歯科	津市中央 2-5 S C C ビル	令和 6 年 8 月 9 日
平沢歯科診療所	名張市元町 430 番地	令和 6 年 8 月 31 日
有限会社司生堂薬局 宮町営業所	松阪市宮町堂之後 141-7	令和 6 年 8 月 31 日
ニチイケアセンター鈴鹿訪問看護ステーション	鈴鹿市南江島町 12 番 20 号	令和 3 年 3 月 31 日

三重県告示第 711 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
クリーン歯科クリニック	津市乙部 2018	令和 6 年 8 月 28 日

三重県告示第 712 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F	令和 6 年 8 月 31 日

三重県告示第 713 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田米 真暢	フレアス在宅マッサージ 名古屋中川区施術所	名古屋市中川区万場 2 丁目 1028 番地 メゾン S I 4C	令和 6 年 9 月 27 日
及川 真利	及川接骨院	津市本町 19-13	令和 6 年 10 月 11 日

三重県告示第 714 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450501198	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曽 1453 番地 3	子ども発達未来塾長岡	津市長岡町 709-5	共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス	令和 6 年 10 月 1 日

三重県告示第 715 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200189	株式会社 Happy Home	愛知県名古屋市中種区清明山一丁目 2 番 22 号	つくし 四日市南	四日市市楠町北五味塚 2350 番地 楠町北五味塚貸事務所 1 階	放課後等デイサービス	令和 6 年 9 月 30 日
2450500893	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曽 1453 番地 3	子ども発達未来塾	津市長岡町 709-5	放課後等デイサービス	令和 6 年 9 月 30 日

三重県告示第 716 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-------	--------	----------------	--------	---------	-------------	-------

2410503581	合同会社ハピネス	三重県津市高茶屋小森町1482番地17	はッピーすまいる	津市南中央16-12	居宅介護	令和6年10月1日
2410702266	有限会社ハッピーメディアック	三重県松阪市駅部田町1619番地の45	訪問介護事業所「ハッピー」	松阪市山室町690-2	居宅介護	令和6年10月1日
2410101337	有限会社すずらん	三重県桑名市大字下深谷部4808番地	短期入所 きぼろ	桑名市萱町39番地	短期入所	令和6年10月1日
2410202580	合同会社ひなの道	三重県四日市市三重六丁目66番地2	グループホームおんぶ	四日市市生桑町995-26	短期入所	令和6年10月1日
2410702258	特定非営利活動法人伊勢結人	三重県松阪市稲木町1286番地1	グループホームそら	松阪市稲木町1343-1	短期入所	令和6年10月1日
2410202515	合同会社ジョブズ	三重県四日市市末永町22番1-2号	ジョブズ塩浜	四日市市大池町56	就労継続支援A型	令和6年10月1日
2410503599	株式会社ハマノカンパニー	三重県鈴鹿市住吉三丁目12番24号	ブラボー事業所	津市河芸町中別保247-2	就労継続支援B型	令和6年10月1日
2420202117	合同会社ひなの道	三重県四日市市三重六丁目66番地2	グループホームおんぶ	四日市市生桑町995-26	共同生活援助	令和6年10月1日
2420701936	特定非営利活動法人伊勢結人	三重県松阪市稲木町1286番地1	グループホームそら	松阪市稲木町1343-1	共同生活援助	令和6年10月1日

三重県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410200436	特定非営利活動法人さわやか	三重県四日市市西町8番2号	さわやかネットワーク	四日市市西町8番2号	居宅介護	令和6年9月30日
2410300053	社会福祉法人けやき福祉会	三重県鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	障がい者居宅介護センター鈴鹿けやき苑	鈴鹿市石薬師町字寺東452-68	重度訪問介護	令和6年9月30日
2410300228	有限会社エポック	三重県鈴鹿市高岡町2665番地2	エポック介護サービス	鈴鹿市高岡町2665-2	居宅介護	令和6年9月30日
2410503524	三角工業有限会社	三重県津市垂水392番地	訪問介護サービス あずき	津市垂水392番地	居宅介護、重度訪問介護	令和6年10月15日
2410700070	三重県健康福祉生活協同組合	三重県松阪市春日町二丁目88番地2	三重県健康福祉生活協同組合	松阪市春日町二丁目88番地2	重度訪問介護	令和6年9月30日
2410701946	株式会社あゆむ	三重県松阪市川井町588番地6	ヘルパーステーションあゆむ	松阪市川井町588番地6	居宅介護、重度訪問介護	令和6年9月30日
2412820033	社会福祉法人大紀町社会福祉協議会	三重県度会郡大紀町錦736番地7	大紀町ホームヘルパーステーション	度会郡大紀町崎180-9	重度訪問介護	令和6年9月30日
2413000056	有限会社歩知歩智	三重県北牟婁郡紀北町十須173	訪問サービスポチ	北牟婁郡紀北町十須173番地	居宅介護	令和6年8月30日
2412100022	社会福祉法人いずみ	三重県員弁郡東員町大字山田1546番地の1	つくしの家（短期入所）	員弁郡東員町筑紫797	短期入所	令和6年9月30日
2411200278	特定非営利活動法人アイ・コラボレーション伊賀	三重県伊賀市中友生1240	特定非営利活動法人アイ・コラボレーション伊賀	伊賀市中友生1240	就労定着	令和6年9月10日
2422100038	社会福祉法人いずみ	三重県員弁郡東員町大字山田1546番地の1	つくしの家	員弁郡東員町筑紫797	共同生活援助	令和6年9月30日

2422100053	社会福祉法人いづみ	三重県員弁郡東員町大字山田 1546 番地の 1	ゆきわり草第 2	員弁郡東員町笹尾西 3 丁目 6-28	共同生活援助	令和 6 年 9 月 30 日
2420301562	特定非営利活動法人なごみ	三重県亀山市能褒野町 3 番地 13	h a p p i n e s s N a g o m i	鈴鹿市伊船町 2840 番地	共同生活援助	令和 6 年 10 月 10 日

三重県告示第 718 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 719 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 720 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥羽市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢

町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 721 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 722 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定わかめ 坂手・菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち坂手及び菅島の地区

三重県告示第 723 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小牧小杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山之一色町字穴田 509 番 1 地先内	旧	18.3～26.9	55.0
	新	7.0～16.8	55.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 仁田多気停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
-----	------	------------	---------

多気郡多気町四神田字みそこ 654 番 2 地先から 多気郡多気町四神田字みそこ 663 番地先まで	旧新	11.7～11.7	132.4
	新	12.8～13.4	139.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 阿児磯部鳥羽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鳥羽市浦村町字砥谷 1 番 11 地先から 鳥羽市浦村町字砥谷 1 番 69 地先まで	旧	14.1～21.5	62.3
	新	11.8～20.7	62.3

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市阿保字桐ノ木 2281 番 4 地先内	旧	30.0～47.5	42.5
	新	30.0～40.5	42.5

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 名張曽爾線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市青蓮寺字青蓮寺山 2850 番 2 地先内	旧	7.0～20.0	173.3
	新	7.0～45.7	173.3

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 須賀利港相賀停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町矢口浦字島勝道右 597 番地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 586 番 2 地先まで	旧	9.9～72.2	128.4
	新	9.0～52.5	88.0

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 矢口浦上里線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 594 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字元谷 889 番 3 地先まで	旧	10.0～70.1	1820.0
	新	10.0～50.1	1790.0

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小船紀宝線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字大込 2623 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字蛇ノ和田 2491 番地先まで	旧	3.2～4.3	240.0
	新	19.8～66.8	240.0

三重県告示第 724 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 306 号	鈴鹿市東庄内町字東山ノ谷 3447 番 1 地先から 鈴鹿市伊船町字本田口 109 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 1 日
県道 三宅一身田停車場線	津市大里小野田町 3024 番地先から 津市大里睦合町 1263 番 1 地先まで	令和 6 年 10 月 30 日
一般国道 167 号	志摩市磯部町五知字清水山 17 番 3 地先から 志摩市磯部町五知字磯部地 47 番 5 地先まで	令和 6 年 11 月 1 日
県道 名張曾爾線	名張市青蓮寺字青蓮寺山 2850 番 2 地先内	令和 6 年 10 月 25 日
県道 蔵持霧生線	伊賀市霧生字長谷 565 番 4 地先から 伊賀市霧生字長谷 566 番 1 地先まで	令和 6 年 10 月 28 日
県道 蔵持霧生線	伊賀市霧生字長谷 548 番 2 地先から 伊賀市霧生字長谷 394 番 2 地先まで	令和 6 年 10 月 28 日
県道 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 595 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 592 番地先まで	令和 6 年 11 月 9 日
県道 矢口浦上里線	北牟婁郡紀北町矢口浦字白越 591 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町矢口浦字元谷 889 番 3 地先まで	令和 6 年 11 月 9 日 15 : 00

三重県告示第 725 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	167 号	志摩市磯部町五知字清水山 17 番地 3 地先から 志摩市磯部町五知字磯部地 47 番地 5 地先まで	令和 6 年 11 月 1 日
一般国道	165 号	伊賀市別府字中嶋 413 番 1 地先から 伊賀市別府字中嶋 417 番地先まで	令和 6 年 10 月 25 日
県道	紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町鶴殿字六反田 783 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山 738 番 6 地先まで	令和 6 年 10 月 25 日
県道	紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町鶴殿字下早山 735 番 4 地先から 南牟婁郡紀宝町鶴殿字幸田 991 番 18 地先まで	令和 6 年 10 月 25 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 27 号

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和 6 年 10 月 25 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和6年12月6日（金）	令和6年11月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許		
3	準中型自動車免許	令和6年12月5日（木）	
4	普通自動車免許		
5	大型特殊自動車免許		
6	大型自動二輪車免許	令和6年11月28日（木）	
7	普通自動二輪車免許	令和6年12月3日（火）	
8	けん 牽引免許	令和6年12月5日（木）	
9	大型自動車第二種免許	令和6年12月6日（金）	
10	中型自動車第二種免許		
11	普通自動車第二種免許		

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和6年12月6日（金）	令和6年11月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許		
3	準中型自動車免許	令和6年12月5日（木）	
4	普通自動車免許		
5	大型特殊自動車免許		
6	大型自動二輪車免許	令和6年11月28日（木）	
7	普通自動二輪車免許	令和6年12月3日（火）	
8	牽引免許	令和6年12月5日（木）	
9	大型自動車第二種免許	令和6年12月6日（金）	
10	中型自動車第二種免許		
11	普通自動車第二種免許		

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、第 76 回（令和 6 年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 試験の実施日時
令和7年2月13日（木）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の実施場所
津市広明町13番地 三重県庁講堂
- 3 受験願書の請求
(1) 受験願書は、三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付、宛先を明記）及び准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。
受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部医療人材課看護職員確保班
電話 059（224）2053
(2) 請求受付期間
令和6年11月25日（月）から同年12月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）
- 4 受験願書の受付期間及び受付場所
(1) 受付期間
令和7年1月6日（月）から同月8日（水）までの午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、令和7年1月8日（水）午後5時までに必着とします。
(2) 受付場所
県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県医療保健部医療人材課
- 5 その他
(1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第76回（令和6年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。
(2) この試験についての問合せは、受験願書請求先にしてください。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和6年9月17日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域
津市稲葉町、同市戸木町、同市榑原町、同市産田、同市小舟、同市庄田町、同市森町、同市神戸、同市垂水、同市大鳥町、同市中村町、同市殿村、同市半田、同市分部、同市片田井戸町、同市片田久保町、同市片田志袋町、同市片田町、同市片田長谷場町、同市片田長谷町、同市片田田中町、同市片田薬王寺町、同市野田、同市安濃町光明寺、同市安濃町今徳、同市安濃町南神山、同市安濃町妙法寺、同市一志町井関、同市一志町井生、同市一志町高野、同市一志町小山、同市一志町石橋、同市一志町其倉、同市一志町大仰、同市一志町田尻、同市一志町波瀬、同市一志町八太、同市久居一色町、同市久居小野辺町、同市久居相川町、同市久居藤ヶ丘町、同市久居明神町、同市白山町稲垣、同市白山町岡、同市白山町垣内、同市白山町古市、同市白山町佐田、同市白山町三ヶ野、同市白山町山田野、同市白山町上ノ村、同市白山町真見、同市白山町川口、同市白山町中ノ村、同市白山町藤、同市白山町南家城、同市白山町南出、同市白山町二本木、同市白山町二俣、同市白山町八対野、同市白山町北家城、同市美杉町竹原、同市美杉町八手俣、同市美里町家所、同市美里町桂畑、同市美里町穴倉、同市美里町五百野、同市美里町三郷、同市美里町足坂、同市美里町南長野、同市美里町日南田及び同市美里町北長野

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
 - 2 作業期間
令和6年9月18日から令和7年3月7日まで
 - 3 作業地域
桑名市大字稗田
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量及び用地測量）
 - 2 作業期間
令和6年11月10日から令和7年2月25日まで
 - 3 作業地域
いなべ市の一部及び員弁郡東員町の一部
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
 - 2 作業期間
令和6年8月30日から令和7年1月6日まで
 - 3 作業地域
南牟婁郡紀宝町鮎田
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和6年10月16日から令和7年3月21日まで
 - 3 作業地域
津市安濃町草生
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和6年10月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正業務）
- 2 作業期間
令和6年10月10日から令和7年3月28日まで
- 3 作業地域

亀山市全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 9 月 2 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大字山田

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日付けで、津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の換地処分を行った旨、津市から届出がありました。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 漁業取締船「はやたか」浮桟橋製作業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部水産資源管理課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 6 年 10 月 4 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県北牟婁郡紀北町長島 1890 番地 1
きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 59,800,000 円
契約金額 65,780,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 8 月 16 日 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 10 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定数量）1,596,000 k W h
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 使用期間
令和 7 年 4 月 1 日（火）0 時から令和 8 年 3 月 31 日（火）24 時まで
 - (4) 需要場所
三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所庁舎
 - (5) 業種及び用途
官公署（研究所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者にあつては、供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年11月22日（金）10時までに、本システムで入札する場合にあつては本システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(5) 小売電気事業者にあつては、供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒512-1211 三重県四日市市桜町3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 担当 久安

電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 6 年 12 月 16 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 12 月 3 日（火）17 時まで本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 6 年 12 月 3 日（火）17 時まで通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 6 年 12 月 16 日（月）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、四日市西郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 6 年 12 月 16 日（月）14 時

なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 12 月 16 日（月）15 時

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約

保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Electricity (approx. 1,596,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Tuesday, April 1, 2025 to 12:00 P.M. on Tuesday, March 31, 2026.

(3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

(4) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, December 16, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, December 16, 2024.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, December 16, 2024.

(6) Managing Authority:

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan

TEL:059-329-3800

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
